

札幌市学校施設冷房設備整備事業

特定事業の選定

令和6年(2024年)9月20日

札幌市

札幌市学校施設冷房設備整備事業 特定事業の選定

札幌市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定により、「札幌市学校施設冷房設備整備事業（以下、「本事業」という。）」を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に基づき、特定事業選定にあたっての客観的な評価結果を公表する。

令和 6 年（2024 年）9 月 20 日

札幌市長 秋元 克広

特定事業の選定について

1 事業概要

本事業は、市立の小学校及び中学校等における教育環境向上の一環として、学校内の普通教室等へ冷房設備を導入するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

(1) 施設概要

対象校数：市立学校（小学校、中学校及び高等学校等）約 180 校

対象室数：上記対象校の約 3,600 室

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する事業者が、冷房設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡す BT (Build Transfer) 方式とする。

(3) 事業期間

設計・施工期間：令和 7 年(2025 年)4 月から令和 10 年(2028 年)3 月まで

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

市は、冷房設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約にあらかじめ定める額を支払う。

2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 事業により実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業を PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

（ア）PFI 事業として実施することの定性的評価

（イ）市の財政負担見込額による定量的評価

（ウ）事業者に移転するリスクの評価

（エ）上記による総合的評価

市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 評価結果

ア PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、次のような定性的な効果が期待できる。

(ア) 冷房設備の早期・一斉導入

従来の公共事業では、設計・施工をそれぞれ個別契約にて発注するため、当該個別契約の発注手続き等に時間を要し、短期間での事業実施が困難である。また、単年度で対象となる全ての対象室に冷房設備を導入することは困難であり、冷房導入時期のずれによる学校間の不公平が発生する。PFI 方式を導入することで、早期の事業実施及び対象となる全ての対象室数へ計画年度内の確実な導入が可能になる。また、合理的な施工を行うことにより、学校教育への影響を可能な限り低減できる。

(イ) 効率的な事業の実施

本事業では、PFI 方式を用いることにより、冷房設備の設計及び施工業務を一括して民間事業者に任せることで、効率的な施工及び維持管理を見据えた設計及び施工が期待できる。また、従来方式の仕様発注と異なり、性能発注で行う PFI 方式では民間事業者の様々な創意工夫を引き出すことが可能であり、効率的かつ効果的な事業実施が期待できる。

(ウ) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業において発生することが想定されるリスクをあらかじめ可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。

(エ) 空調設備の導入に伴う学習環境の改善への寄与

本事業を PFI 事業として実施した場合、事業者独自のノウハウ、技術力等を活用し、合理的かつ効率性に向けた設計、施工が一括して行われることで、室内の温熱環境を改善し、児童・生徒等がより快適に学習できる室内環境の早期提供に期待できる。また、児童・生徒等が学習するうえで快適と感じ、夏季においても児童及び生徒、教職員等が安全かつ健康的に教育活動を行うことが可能となる。

イ 市の財政負担見込額による定量的評価

(ア) 市の財政負担見込額算定の前提条件

財政負担見込額の算定については、本事業を市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額を事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算を行い、比較した。財政負担見込額を設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 市の財政負担見込額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	① 施設整備費（設計費、施工費、工事監理費） ② 市債支払利息	① 設計・施工等のサービス対価 ② 市債支払利息 ③ アドバイザー費用
共通の条件	① 事業期間：約3年（設計・施工期間：約3年） ② 事業規模：市立学校（小学校、中学校及び高等学校等）約180校（約3,600室）における冷房設備の設計・整備 ③ 割引率：0.15%	
施設整備に関する費用	類似事業における経費実績等に基づいて設定	類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づいて民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定
資金調達に関する事項	① 国庫補助金（予定） ② 市債（予定） ③ 一般財源	① 国庫補助金（予定） ② 市債（予定） ③ 民間資金 ④ 一般財源

（イ）市の財政負担の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が自ら実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行う。

表 市の財政負担の比較

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
PFI 事業として実施する場合	95

ウ 事業者に移転するリスクの評価

PFI 事業として実施する場合は、市が自ら実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましい。

ただし、PFI 事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能となる。

エ 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、約 5.00% の縮減を期待することができるとともに、教育環境の改善など公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。